

羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成金交付要綱

制 定 平成 7 年 4 月 1 日

最近改正 平成 2 8 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅の重度身体障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるようにするため、日常生活の最も基礎となる住宅の改造に必要な経費の一部を助成することにより、重度身体障害者の生活の利便の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に 1 年以上居住し、心身の状況により住宅改造が必要な者がいる世帯(生計を一にしている世帯をいう。以下同じ。)のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯であって、生計中心者の前年分の所得税額が 70,000 円以下の者とする。

(1) 身体障害者手帳 1 級及び 2 級に該当する者がいる世帯

(2) 身体障害者手帳 3 級(体幹又は下肢の機能障害に限る。)に該当する者がいる世帯

(助成対象事業)

第 3 条 この要綱による助成金の交付の対象となる事業は、便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等の改造工事に係る事業とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、500,000 円を限度とし、別表第 1 に定めるところにより算出された額とする。

(他制度との関係)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、本要綱に基づく助成金の申請時において、対象者が、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する住宅改修費の給付を受けることができる場合又は当該申請日前 1 年以内に当該給付を既に受けていた場合は、500,000 円から当該給付額を控除した額(以下「特例限度額」という。)を限度とし、別表第 2 に定めるところにより算出された額とする。

(助成金の申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助

成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1） 工事の見積書の写し

（2） 工事個所の図面

（3） 借家の場合は、所有者の承諾書等

（4） 前年分所得税課税証明書等（1月から6月までの申請にあつては、前々年分）

（5） その他市長が必要と認める書類

（申請の制限）

第7条 助成金の申請は、1世帯1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

（審査及び決定）

第8条 市長は、第6条の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ助成の可否を決定し、羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成決定通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（工事完成届）

第9条 申請者は、工事が完了したときは、工事竣工（完了）届（様式第3号）に工事費請求書の写し及び工事完成写真を添えて市長に提出しなければならない。

（検査及び助成金の額の決定）

第10条 市長は、前条の完成届を受けたときは速やかに工事検査をし、助成金の額を決定し、助成金交付指令書（様式第4号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（請求）

第11条 申請者は、前条の通知を受けたときは、羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成金請求書（様式第5号）により、市長に請求するものとする。

（助成金の支払）

第12条 市長は、前条の請求を受けたときは、申請者に助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は、申請者が虚偽その他不正な申請により助成金の交付決定又は交付を受けた場合は、その交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平 7 . 4 . 1) 抄

- 1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 羽曳野市高齢者・身体障害者住宅改造事業助成金交付要綱(平成 6 年 4 月 1 日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 6 月 1 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 20 年 6 月 30 日までの申請にかかる所得基準の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年 6 月 30 日までの申請にかかる助成額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(様式改訂)

- 2 羽曳野市重度身体障害者住宅改造事業助成金交付申請書(様式第 1 号)を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係) 助成額算出表

生計中心者の 前年所得税額	助 成 額	
	助成対象事業費が 500,000 円未 満の場合	助成対象事業費が 500,000 円以 上の場合
生活保護世帯・ 非課税世帯	助成対象事業費の全額	500,000 円
40,000 円以下	助成対象事業費に 2 / 3 を乗じ て得た額	500,000 円に 2 / 3 を乗じて得 た額
40,001 円以上 70,000 円以下	助成対象事業費に 1 / 2 を乗じ て得た額	500,000 円に 1 / 2 を乗じて得 た額

備考 算定された額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2 (第 5 条関係) 助成額算出表

生計中心者の 前年所得税額	助 成 額	
	助成対象事業費が特例限度額未 満の場合	助成対象事業費が特例限度額以 上の場合
生活保護世帯・ 非課税世帯	助成対象事業費の全額	特例限度額の全額
40,000 円以下	助成対象事業費に 2 / 3 を乗じ て得た額	特例限度額に 2 / 3 を乗じて得 た額
40,001 円以上 70,000 円以下	助成対象事業費に 1 / 2 を乗じ て得た額	特例限度額に 1 / 2 を乗じて得 た額

備考 算定された額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。